

平成七年七月から平成八年二月までに企業並びに町民の皆様から福祉向上のため寄せられた善意は、次のとおりです。

皆様のご厚意に対し厚くお礼申し上げます。

○福田一五六五

井上奈保子様 三、〇〇〇円

○福田一〇一六

一五、〇〇〇円
○東松山市箭弓町三一四―三
東松山むさしロータリークラブ

グレース 一〇万円

○羽尾三八八〇―五

上野澄男様 一八、二三八円

○東松山遊技業組合

赤沼三芳様 二〇万円

○土塩二〇三

小久保つぎ様 お手玉49個

(森林園へ寄贈)

○滑川町赤十字奉仕団様

電気ポット 一個

福祉まつりバザー売上金より

車イス一台

※老人クラブの皆さんには、福祉まつりの時の手作り作品売上金より左記の方々から売上金の一部をご寄付いただきました。

○山田九六六

関口庸備様 六、〇〇〇円

○福田三、四七八―二

小野田塩作様一四、〇〇〇円

小野田よし様 五、八〇〇円

○水房四二八

中村正平様 一二、八〇〇円

○羽尾四、九四四―二

小笠原弥一様一六、九〇〇円

○山田二、四五四―一

城田邦彦様より七十五才以上のお年寄りに対し三千円相当のお食事券を六七三人分頂きました。(お食事処、じゃが

○第六回滑川高等学校同窓生
代表 片野明良様

六、五二一円

○滑川町農業委員会様

町民体育祭の野菜売上金より

会員のみ受給できます

介護者手当支給事業

会員の家庭で生活上又は精神上的の障害のため日常生活に著しい支障のある老人及び障害者を介護している者に支給する事業です。

支給要件としては、

- 1、疾病、障害等により介護を要する状態が六ヶ月以上継続している老人等を自宅で介護していること。
- 2、常時他の介護がなければ食事ができない。
- 3、常時おむつ又は携帯用便器を使用していること。
- 4、三ヶ月以上継続して入院し

ている者の介護は対象になりません。

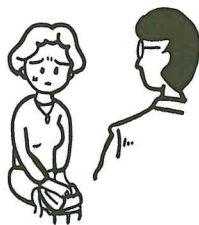
支給については所得制限はありませんが、社会福祉協議会の会員でないとは受給できません。

申請

町の社会福祉協議会に申請用紙がありますので、該当する方は、民生委員さんを通じて申請の手続きをお願いします。申請に基づき調査の上、追って通知します。

○手当ては4月より月額二、〇〇〇円で支給月は九月・三月です。

心配ごと相談所



社協では、毎月二回心配ごと相談所を開設しています。

い。みんなと話しをするだけでも気持ちが晴れるかもしれません。皆さんの悩みが少しでも解消できるよう、民生、児童委員さんが親身になって相談に応じております。

どんなことでも結構です。

お気軽にご利用下さい。

開設日 毎月8日と18日

時間 午後1時から4時

場所 コミュニティセンター

内談話室

なにかこままっていることがあつたらお気軽においで下さい

相談は秘密を守り無料です。

あなたもできる 収集ボランティア

お手元にまだつかっていない年賀状や暑中見舞等の書きましが官製ハガキがありましたらご寄付下さい。

ひとりぐらし老人等にお出しするハガキに代えさせていただきます。

ご協力いただいた方は、社協だよりで紹介させていただきますので、ご協力いただく際に住所、氏名、電話番号を書いて下さい。

○コミュニティセンター 2階
社協事務局内 ボランティアセンターまでお願いします。



社協だより第12号をお届けします。

今年には例年になく厳しい寒さが続きましたが、春の便りが聞かれる季節となり、会員の皆様にはお元気で過ごしのことと存じます。

平成八年度も、役員一同、地域福祉増進に努力してまいりますので、今後ともご指導をよろしくお願いたします。